

2015年1月28日  
株式会社 東京証券取引所  
上 場 部

## 特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について

下記のとおり、特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行うことにしましたので、お知らせします。

### 記

- |    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 1. | 銘 | 柄 | 石山 Gateway Holdings 株式会社 株式<br>(コード：7708、市場区分：JASDAQグロース) |
|----|---|---|---|
- |    |                 |   |   |
|----|-----------------|---|---|
| 2. | 特設注意市場<br>銘柄指定日 |   | 2015年1月29日(木)   |
|    | 条               | 文 | 有価証券上場規程第501条第1項第2号a<br>(有価証券報告書等に虚偽記載を行い、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため) |
- |    |               |   |  |
|----|---------------|---|--|
| 3. | 上場契約違約金<br>金額 |   | 2,000万円  |
|    | 条             | 文 | 有価証券上場規程第509条第1項第1号<br>(開示された情報の内容に虚偽があり、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため) |
- |    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 4. | 理 | 由 | 石山 Gateway Holdings 株式会社(以下「同社」という。)は、2014年12月12日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年12月15日に平成26年6月期第1四半期から平成26年6月期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書等を提出し、同年12月16日に平成26年6月期第1四半期から平成26年6月期までの決算短信及び四半期決算短信の訂正を開示しました。<br>これらにより、同社子会社によるバイオディーゼル発電機の仕入・販売取引について、(1)販売先が海外の製造元から同社子会社を経由せずに発電機を直接購入したことを示す売買契約書が存在し、当該書面に基づき通関手続きが処理されていること、(2)同社子会社が当事者となってい |
|----|---|---|---|

る売買契約関係書面は売上計上後に作成されていること、及び(3)取引に係る資金決済において、解散状態にある法人の小切手を使用されていることや滞留債権の回収を装うために前代表取締役が自ら販売先関係者へ資金貸付を行っていることが判明しました。その結果、同社が当該取引に係る売上、仕入をすべて取り消した事等により、平成26年6月期の連結決算における各段階利益が赤字に陥り、純資産の90%が減少しております。

当該取引は、前代表取締役を中心として進められていましたが、同社の業績規模からすると多額の取引であるにもかかわらず、取引の実施にあたって同社及び同社子会社の取締役会に付議されなかった結果、前代表取締役の業務執行を牽制する機会を失っていたほか、その後も取締役及び監査役の監視機能が有効に働いていなかったこと、また、当該取引及び同社の売電事業において、契約書等が作成されず、合理性もない支出が複数存在しており、管理部門の業務が適切に行われていないことが認められました。

以上を総合的に勘案すると、同社の内部管理体制等については、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。

また、同社は、内部統制の機能不全を原因として投資者の投資判断を大きく誤らせるに十分な規模の決算訂正を行い、さらに、虚偽の決算情報をもとにしたライツ・オフリングを行っています。これらは、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。

以 上